

## 大形小学校いじめ防止基本方針

下妻市立大形小学校  
令和8年4月1日改訂

### 1 いじめ防止のための基本的な考え方

#### (1) 大形小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大形小学校に在籍するすべての児童がいじめのない明るく楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめに関する問題」を根絶することを目的に策定するものである。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義する。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

#### (3) いじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### (4) いじめ防止に向けた方針

- ①いじめは決して許されないことであるとともに、「どの児童にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識して、教職員だけでなく、全ての関係者が連携して未然防止と解消にあたる。
- ②日頃から全職員で児童を支援し、いじめの早期発見に努める。また、定期的に生活アンケートを実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや不安を積極的に受け止める。
- ③いじめを把握したらいじめ防止対策委員会を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を「絶対守る」という学校の意志を伝え、心のケアと合わせて安全確保に努める。必ず保護者と連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ⑤学級活動や道徳、児童会活動によるいじめ防止等の活動へ全ての児童が主体的かつ積極的に参加できるようにする。この活動を通して、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを推進し、いじめを生まない土壌作りに全職員で取り組む。
- ⑥児童一人ひとりを守り育てるために、学校や家庭、児童の健全育成に関わる関係団体・機関等と連携し、情報交換と行動連携に努める。

## 2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめの未然防止を図る取組

- 児童支援体制の充実
  - ・児童が他の役に立っている・認められているといった自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育み、学級の一員として心の居場所となる学級作りを学級経営の柱とする。
  - ・職員集会において、児童の現状について共通理解を図りいじめの未然防止に努める。案件によっては、「いじめ防止対策委員会」を開き、迅速かつ適切な指導・援助を行う。
- 教育相談体制の充実
  - ・学期に1度教育相談を全児童と実施する。
  - ・学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。また、コミュニケーション能力の向上や人間関係の構築のスキルを高めるため、学級活動でソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを実施して支援する。
  - ・「校内オンライン相談窓口」やスクールカウンセラーの役割を児童・保護者に知らせ、いつでも誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- 人権教育の推進
  - ・人の心の痛みや思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むことができる取組を進める。
  - ・人権週間では、全学級で人権教育の授業や人権集会を行い、人権意識の高揚を図る。
  - ・いじめ防止標語や人権書道及び人権作文等へ積極的に参加する。
- 道徳教育の充実
  - ・児童の豊かな情操と道徳心を培うために、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ・インターネットの危険性やモラル等についても学び、正しい判断力（自己指導能力）を身に付ける。
  - ・道徳の授業を公開し、積極的に保護者や地域へ発信する。
  - ・道徳の授業研究（研修・相互授業参観・ゲストティーチャーなど）や道徳コーナーを充実させ、自己を深く見つめられるようにする。
- 保護者・地域との連携
  - ・日頃から子どものよさや取組への姿勢を家庭に伝えておき、情報交換が円滑に行われるよう配慮する。
  - ・内容によっては、直接会って話合うようにする。
  - ・いじめを根絶するという教師の姿勢を示しておく。
  - ・インターネット等によるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。
  - ・小中連携あいさつ運動（警察・市民の会・更生保護女性の会との協力）を実施する。
  - ・警察との連携（非行防止教室・SNSのトラブル防止について）を図る。

- 教職員の資質・能力の向上
  - ・いじめ防止等に関する事例研修を実施する。
  - ・スクールカウンセラーによる教育相談研修を実施する。
  - ・いじめ防止基本方針を定期的に見直す。

② いじめの早期発見のための取組

- 定期的なアンケート調査
  - ・「生活アンケート」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係等を把握する。  
(児童：資料1)
  - ・教職員による「チェックリスト」を活用し、意識を高める。
- いじめ対応の基本的な流れ (資料3)
- 校内オンライン相談窓口を活用する。(ロイロノート)

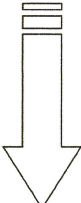
(2) ネット上のいじめ対応

各教科・領域における情報モラル教育を充実させるとともに、学校教育全体を通して豊かな心を養い、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努める。

- ・5月に「携帯・スマホに関するアンケート」を、7月に「携帯・スマホに関する家庭のルールづくり」(資料2)を全学年で実施し、家庭と連携したいじめ防止に取り組む。

(3) いじめ防止等に関する措置

- いじめ防止のための年間計画
  - 携帯・スマホに関するアンケート
  - ◎ 携帯・スマホに関する家庭のルールづくり

月	実施内容・研修内容		いじめ防止対策
4月		生活アンケート	生徒支援共通理解
5月		サポート研修	
6月		定期教育相談 教師自己点検①	
7月		定期教育相談	いじめ防止等対策委員会 (月1回)
8月		二者面談 学校評価①	
9月		スクールカウンセラーによる研修	
10月		教師自己点検② 定期教育相談	
11月		人権集会 定期教育相談	
12月		学校評価②	
1月			
2月		教師自己点検③	
3月		継続課題の確認と次年度の計画作成	

○ いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭を含む教職員で構成するいじめ防止対策委員会を組織する。

○ サポート研修

年度初め全職員で配慮を要する児童について、現状や支援についての情報交換を行い、指導面での共通理解を図る。また、週1回の職員集会において、各学年の児童の現状や支援の様子等を情報交換し、全職員で共通理解・共通方針で支援にあたることができるようにする。

○ 関係機関との連携

市教育委員会学校支援課、下妻市スクールサポートセンター、市役所子ども家庭センター、民生・児童委員、筑西児童相談所、下妻警察署生活安全課等の協力を得るとともに連携を強化する。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

(ア) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める以下のような場合。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。）

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに下妻市教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、教育委員会に調査を委ねる。

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防

止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校の設置者又はその設置する学校は、全校の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### 3 その他

○ 教職員の研修

いじめの防止等に向けた取組を学期ごとに評価・集計し、その結果の分析を全教職員で行うことにより、いじめ防止等に向けた取組の周知徹底を図る。

○ 相談機関リスト

相談機関	電話番号
下妻市教育委員会学校支援課	0296-40-0746
下妻市子ども家庭センター	0296-45-8120
下妻市スクールサポートセンター	0296-30-1919
筑西市児童相談所	0296-24-1614
下妻市警察署 生活安全課	0296-43-0110
茨城県教育研修センター（教育相談）	0296-71-3870
県西地区いじめ・体罰サポートセンター	0296-22-7830
子どもホットライン	029-221-8181
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
	(なやみ言おう)

〇いじめの未然防止等にかかわる年間計画

月	いじめ未然防止に係る 学校行事や取り組み	心の通い合いを大切にしたい 異学年交流活動	いじめの未然防止の取組		いじめ対策支援委員会 学校生活アンケート
			いじめに関する学習	委員会活動	
4	第1学期始業式 授業参観・学年懇談会・通学班集会 家庭確認訪問	1年生を迎える会 委員会活動①②(4~6年) クラブ活動①(4~6年) スマイル班清掃(縦割り班)	1年生を迎える会	生活アンケート① サポート研修	生徒支援共通理解 →
5	通学班集会	運動会 花とふれあいまつり (4~6年ジュニアスタッフ)		生活アンケート② 携帯・スマホに関するアンケート	
6	生命の安全教育	クラブ活動②(4~6年)		生活アンケート③	
7	夏期休業前集会・通学班集会 非行防止教室・通学班集会・二者面談	クラブ活動③(4~6年)	非行防止教室(全学年) 携帯・スマホに関する家庭のルール作り(全学年)	二者面談 SC授業プログラム(全学年)	生活アンケート④ 携帯・スマホに関する家庭のルールづくり 学校評価①
8				職員研修(生徒支援・事例研修) スクールカウンセラーによる研修	
9	夏期休業明け集会	委員会活動③(4~6年) クラブ活動④(4~6年)			生活アンケート⑤ 生徒支援共通理解 →
10	第1学期終業式・第2学期始業式 通学班集会				生活アンケート⑥
11	表彰集会・ハートフル集会 学校保健委員会 人権週間	クラブ活動⑤(4~6年) 小中連携あいざつ運動	ハートフル集会	教育相談	生活アンケート⑦
12	冬季休業前集会 人権教室	クラブ活動⑥(4~6年)	人権教室(4年)		生活アンケート⑧ 学校評価②
1	冬季休業明け集会 薬物乱用防止教室	普遊び(1・2年)	薬物乱用防止教室(全学年)		生活アンケート⑨
2	新入時保護者説明会・通学班集会	委員会活動④ クラブ活動⑦(4~6年) 校内なわとび大会(縦割り班)			生活アンケート⑩
3	卒業式・修了式(6年生を送る会 中学校との引き継ぎ)	卒業式(6年生を送る会)			生活アンケート⑪



せいかつ

## 生活アンケート(〇月分)

( 年 1組 )(名前

資料 I

じどう せいかつ  
児童のみなさんに生活アンケートを行います。

☆必ずこたえるところ

1 今こまっていることや、いやなことがありますか。

( )はい ( )いいえ

2 それはどんなことですか。(1で「はい」に○をつけた人)

( )友だちのこと ( )べんきょうのこと

( )家でのこと ( )そのほか

3 どんな内容ですか。

4 〇月初めから今日までに、だれかにいじめを受けましたか。なるべく相手の名前も書きましよう。

( )はい 相手の名前 ( )いいえ

5 それはどんないじめですか。(4で「はい」に○をつけた人)

ア わるぐちやいやなことを言われた イ 仲間はずれにされた。

ウ たたく、けるなどのぼう力 エ お金やものをとられた。

オ 物をかくされた ぬすまれた すてられた

カ パソコンや携帯電話を使っているの悪口。

キ そのほか( )

6 いじめはずっと続いていますか。

( )続いている ( )今はない

7 〇月初めから今日までに、だれかが困った思いをしているのを見たことはありますか。

( )はい 相手の名前 ( )いいえ

8 どんな内容ですか。

9 おうちや習い事など、学校生活以外で困っていることはありますか？

( )はい ( )いいえ

10 どんな内容ですか。



## 家庭で話し合おう!

### 「PC・スマホ・タブレット・オンラインゲーム機などの使い方」

年 組 番	氏名
-------	----

通信機器（スマホ、ゲーム機など）の使い方について、下の表のチェック項目で当てはまるところがあれば、チェック欄に☑を入れましょう。

NO	チェック項目	チェック欄
1	通信機器を利用する目的や内容が決まっている。	<input type="checkbox"/>
2	通信機器を利用する場所が決まっている。	<input type="checkbox"/>
3	通信機器を利用する時間帯が決まっている。	<input type="checkbox"/>
4	通信機器の毎日の利用時間を保護者が分かっている。	<input type="checkbox"/>
5	通信機器の利用で、やってはいけないことが決まっている。	<input type="checkbox"/>
6	友達や周囲の人のことを考えて、通信機器を利用している。	<input type="checkbox"/>
7	SNS等のトラブル事例やそれを避ける注意点について話し合っている。	<input type="checkbox"/>
8	SNS等のトラブルがあったら保護者に相談することになっている。	<input type="checkbox"/>
9	通信機器の利用法やルールについて、家族で話し合っている。	<input type="checkbox"/>
10	SNSやオンラインゲーム等の対象年齢について、家族で確認している。	<input type="checkbox"/>

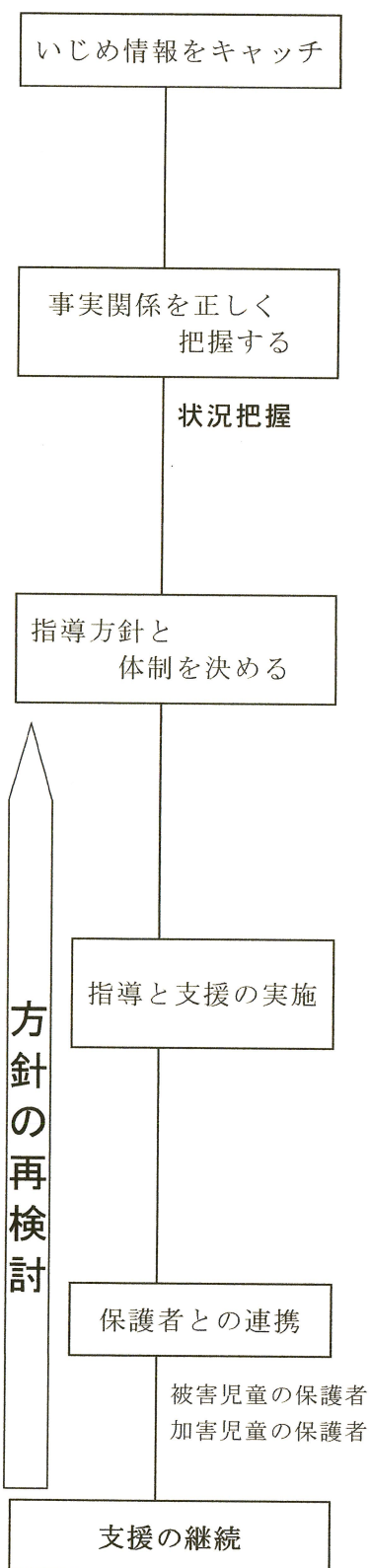
チェック欄に☑がいたら、家族で話し合ってみましょう!

#### ◆ 話し合っただけ決めたルール

--

#### ◆ 「話し合いを通して考えたこと、これから気を付けること」

自分の感想	保護者から
-------	-------



① 「いじめ」問題の早期発見

- \* 教職員の発見、気付き、違和感、出欠（遅刻）
- \* 朝の会の健康観察での表情、見取り
- \* 生活アンケート・教育相談（二者面談）
- \* 本人・保護者からの訴え
- \* 周りの児童からのつぶやき、報告、連絡

② すぐに対応する。（担任、生徒指導主事）

- ・ 事実関係を把握し、報告する。  
（生徒指導主事→教務→教頭→校長）

【事実関係を確認】  
（広く情報を収集する）

- ・ 関わった児童
- ・ いじめがあった日時・場所
- ・ いじめの内容・背景
- ・ 児童の気持ち・いじめの全体像

【留意点】

- ・ 落ち着ける場所で聞く。
- ・ 事情を整理、確認しながら聞き取り、内容を記録する。

③ 校長が「いじめ防止対策委員会」を招集する。  
事実確認をし、方針を決定する。

【指導・支援の対象者】

- ・ いじめられた児童
- ・ いじめた児童
- ・ その児童たちの周囲の児童（傍観児童）
- ・ 学級全体、学校全体

- ・ 報告・事実関係の把握
- ・ 指導・支援方針の決定
- ・ 指導・支援体制の編成
- ・ 教職員の共通理解と連携

④ 教育相談的アプローチで指導と支援をする。

【いじめられた児童】

- ・ どんなことがあっても児童を守り、安心して生活できるよう温かく支援をする。

【いじめた児童と周囲の児童】

- ・ いじめをやめさせ、相手の苦しみ・心の痛み気付かせる。
- ・ いじめに至った原因を一緒に考え探ることで問題解決を図る。
- ・ 学級全体へは人権にもふれ、温かい指導と今後の生活の向上を目指せるようにする。

⑤ 保護者への対応をする。

- ・ 事実を正確に伝える。
- ・ いじめを根絶するという教師の姿勢を伝える。
- ・ いじめに対する具体的な対策を示し、理解と協力を得る。  
（内容によっては、直接顔を合わせて話し合うようにする。）

⑥ 支援を継続する。随時、経過を報告する。

- ・ 解決が長引く場合があるので、継続観察支援をする。

⑦ 事態が改善されない場合は、再度対応策について検討し対応する。

※すべての子どもたちのため、「生徒指導の未然防止」の視点に立った取組をする。  
『5つのForスマイル』を日々、実践に活かしていく。（道徳的実践意欲・豊かな心醸成）  
（全職員が同じ歩調で、生徒支援をしていく。）